



事業者の魅力がもっと伝わる

東京都福祉サービス第三者評価

東京都 福祉局 指導監査部
指導調整課 評価推進担当

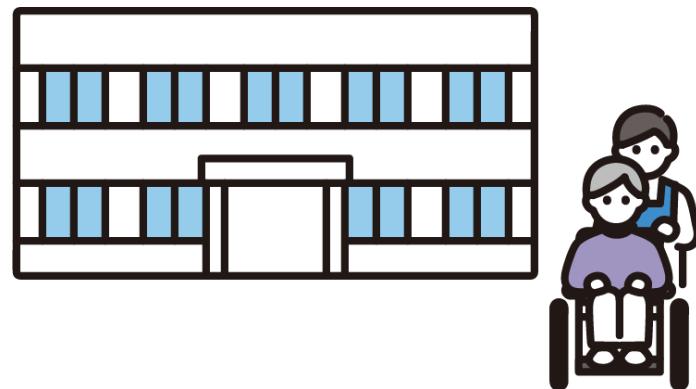
I 福祉サービス第三者評価とは①



目的

- 利用者のサービス選択・事業の透明性の確保のための情報提供
 - 事業者のサービスの質の向上に向けた取組みを支援
-
- 事業者が、評価機関を自由に選択
 - 第三者である評価機関が、専門的・客観的に、サービスの質を評価
 - 評価者は、必要な資格や経験を有し、養成講習を修了
 - 評価を通じ、利用者や職員の、忌憚のない声を把握
 - 公表された評価結果を参考にして、利用者はサービス選択が可能

I 福祉サービス第三者評価とは②



利用申込
サービス提供



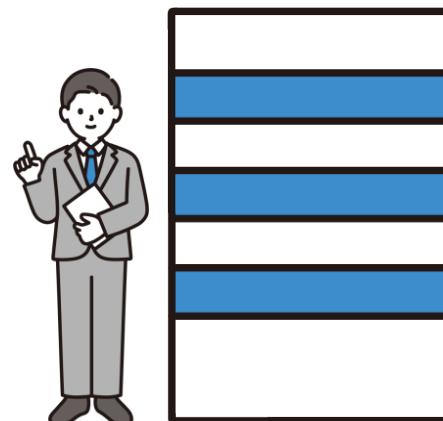
福祉サービス提供事業者

利用者

評価
受審申込

公表
閲覧

公表
閲覧



認証・研修・評価項目作成
評価結果報告



認証評価機関

東京都福祉サービス評価推進機構

I 福祉サービス第三者評価とは③



東京都福祉サービス評価推進機構

- 評価結果は、事業者の同意を得た上で、
とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）で公表
- 評価を実施した評価機関や評価者情報なども掲載

とうきょう福祉ナビゲーション
福祉サービス第三者評価

ReadSpeaker The Voice of the Web!

評価結果

評価結果全体版 評価結果概要版

※印刷してご覧ください

令和 年度

福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設）

福祉型障害児入所施設

評価結果概要版は、上記①②③⑤のみをまとめ、特徴をコンパクトにご覧いただけます。

法人名称

事業所名称

評価機関名称

第三者評価結果の構成 見たい内容をクリックすると該当部分へジャンプします。

①事業者の理念・方針 ②全体の評価講評 ③事業者が特に力を入れている取り組み ④事業評価結果
⑤利用者調査結果 ⑥事業者のコメント

II 第三者評価を受けるメリット①



受審事業所の**85%**が有用性を実感 (令和4年度事業者アンケート)

- 1 法令遵守意識の向上
- 2 事業評価の過程で、経営層が職員の意識を認識
- 3 利用者に対するPR
- 4 人材確保に向けたPR

受審済ステッカー

○ 評価を受けた事業者に、東京都福祉サービス評価推進機構から送付しています。

(標準の評価)



(自動車用)

(サービス項目中心の評価)



(自動車用)

II 第三者評価を受けるメリット②

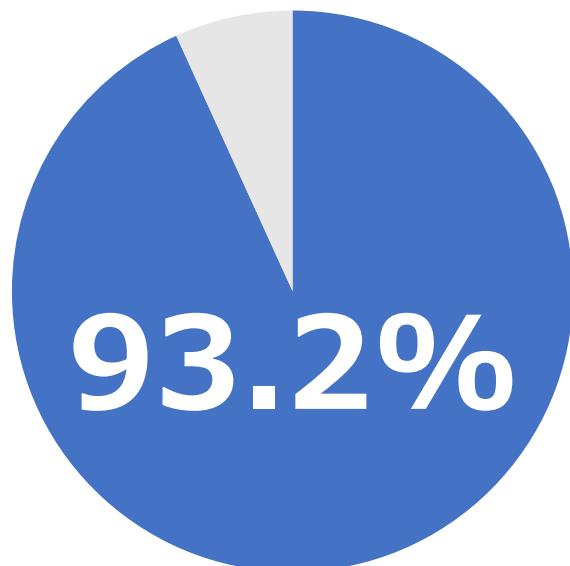


都民が事業所選びの参考に活用

(令和3年度都民アンケート)

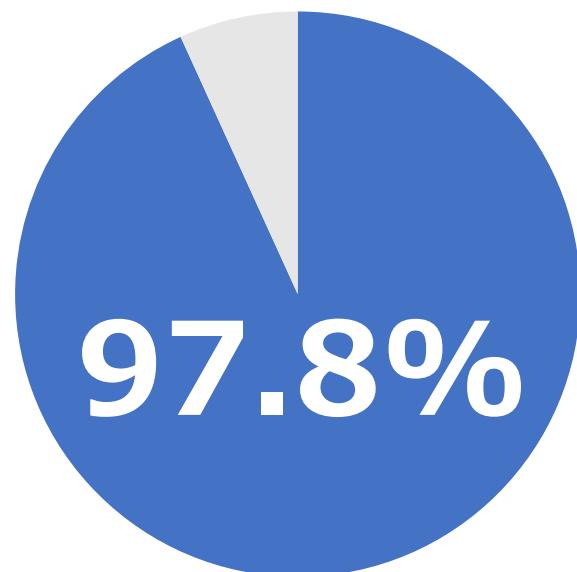
- 福祉サービスに関心がある都民の**4人に1人**が「第三者評価を知っている」

そのうち、評価結果を
詳しく見た都民の



第三者評価は
事業所選択に役立った

自身又は家族が福祉サービスを
利用している都民の



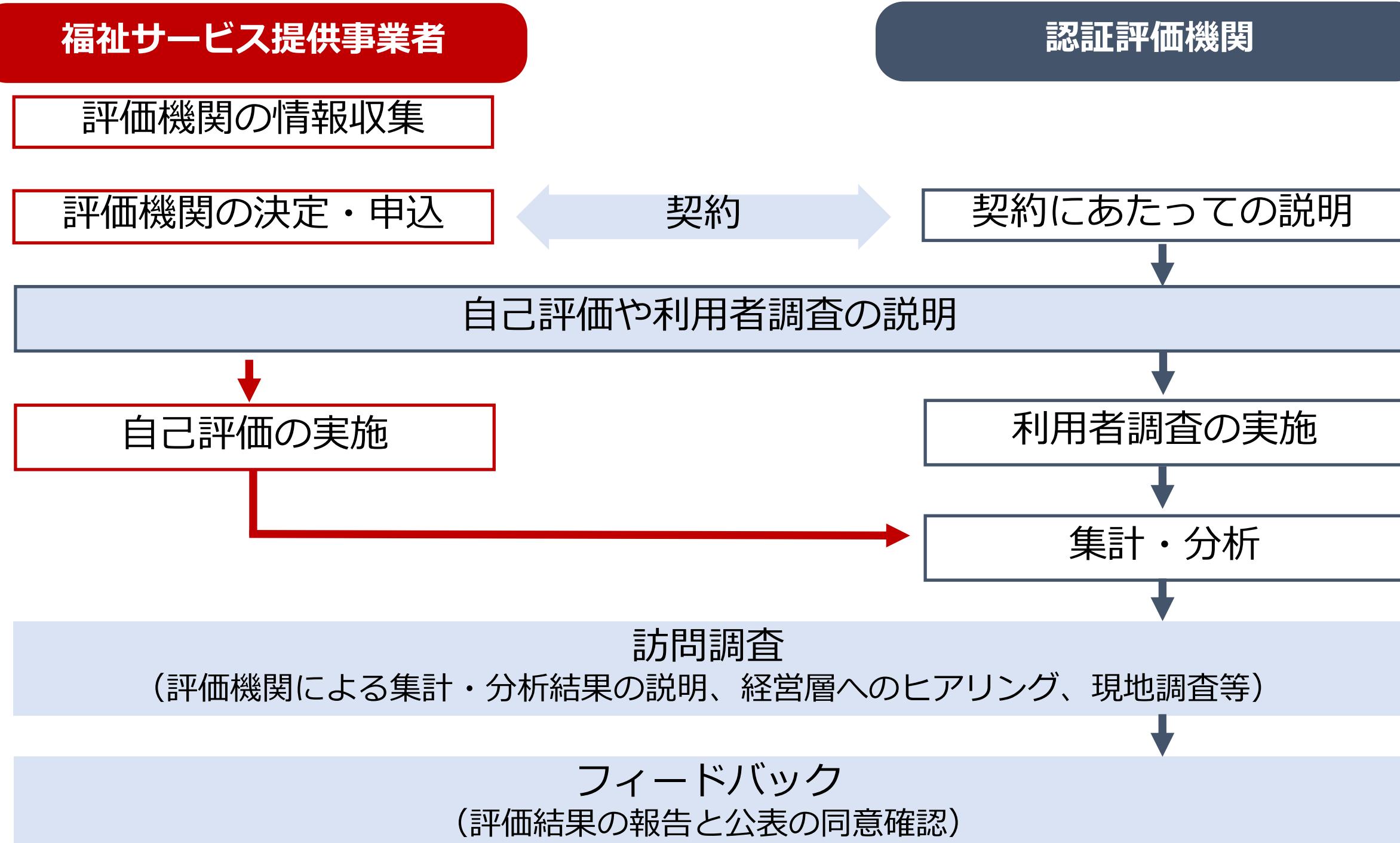
利用している事業所の
受審は良かった

- ケアマネジャーも業務で活用 (令和4年度ケアマネジャーアンケート)

ケアマネジャーの**83.1%**が、第三者評価を重要事項説明、利用者への評価結果の
掲示などに活用



III 「第三者評価」受審の流れ



「とうきょう福祉ナビゲーション」（福ナビ）で評価結果を公表
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>



IV 受審の事務負担と費用の軽減①

- 都民が知りたい情報に絞った受審ができる
「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」 があります

		標準調査	利用者調査と サービス項目を を中心とした評価
利用者調査	利用者調査項目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事業評価	サービス項目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	組織マネジメント項目	<input type="radio"/>	—

【高齢分野での選択可能サービス種別（計12サービス）】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護（デイサービス）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護

IV 受審の事務負担と費用の軽減②



○ 令和7年度 東京都における受審費の補助制度【高齢】

種別	補助事業名	補助金額	補助形態
・指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	東京都特別養護老人ホーム経営支援事業	定額60万円	直接
・軽費老人ホーム（A型） ・養護老人ホーム	東京都民間社会福祉施設サービス推進費	定額60万円	直接
・軽費老人ホーム（B型）		都補助率1/2	
・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス) ・福祉用具貸与 ・居宅介護支援 ・通所介護（デイサービス） ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・短期入所生活介護 ・介護老人保健施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・都市型経費老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護	地域福祉推進区市町村包括補助事業	区市町村の定めによる	間接

- 区市町村別の実施状況は、東京都福祉局ホームページをご覧ください。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/service/jigyosha.html>
- 補助制度の詳細は、各補助事業の所管へお問合せください。
(直接補助の場合は都の事業所管へ、間接補助の場合は区市町村の事業所管へ。)

※ 補助形態が「間接」の場合の補助金額は、都が区市町村に補助する金額。
実際の事業者への補助金額は、区市町村の定めによる。

【参考】第三者評価のパンフレット



はじめて第三者評価を受審される事業者の皆さまへ
—作業量や費用負担が重そうと考えていませんか?—

「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」で実施してみましょう!

東京都福祉サービス第三者評価キャラクター「ひょうカメ」

通常の評価(標準の評価)は経営面とサービス面の両方が事業評価の対象となります。一方で、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」はサービス面のみが事業評価の対象となるので、事業所の皆さんの作業量や費用負担が軽減されます。

対象サービス一覧

高齢	障害	子ども・家庭
訪問介護	生活介護	認可外保育施設(ベビーネル等)
福祉用具貸与	自立訓練(障害児)	
訪問入浴介護	自立訓練(生後8歳)	
訪問看護	就労移行支援	
地域密着型施所介護	就労継続支援A型	
看護小規模多機能型居宅介護	就労継続支援B型	
居宅介護支援	多機能型事業所	
通所介護(デイサービス)	共同生活援助(グループホーム)	
小規模多機能型居宅介護(介護予防)	宿泊型自立訓練	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	短期入所	
認知症対応型施所介護		

ぜひご検討ください!

高齢者サービスたくさんあってわからない!

東京都の「福祉サービス第三者評価」を使ってみませんか? →>

○ ここに掲載しているのは一例です。
各種パンフレットは「福ナビ」からダウンロードできます。
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/datafile2.htm>



【問合せ先】

○ 第三者評価の受審に関すること

東京都福祉サービス評価推進機構 電話：03-3344-8515

○ 第三者評価受審費の補助制度に関すること

○都が直接補助する事業 電話：03-5320-4264

(東京都特別養護老人ホーム経営支援事業／
東京都民間社会福祉施設サービス推進費)

○都が間接補助する事業

各区市町村 補助事業の所管部署

※各区市町村の所管部署への問合せ先は、福祉局HP掲載の福祉サービス第三者評価事業予算化状況に記載しています。スライド9のリンクからご確認ください。

○ とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）・事業者情報の掲載等に関すること

(公財) 東京都福祉保健財団 福祉ナビゲーション担当

電話：03-3344-8631

○ その他（受審済ステッカー画像の利用に関すること等）

東京都福祉局指導監査部指導調整課 評価推進担当

電話：03-5320-4035